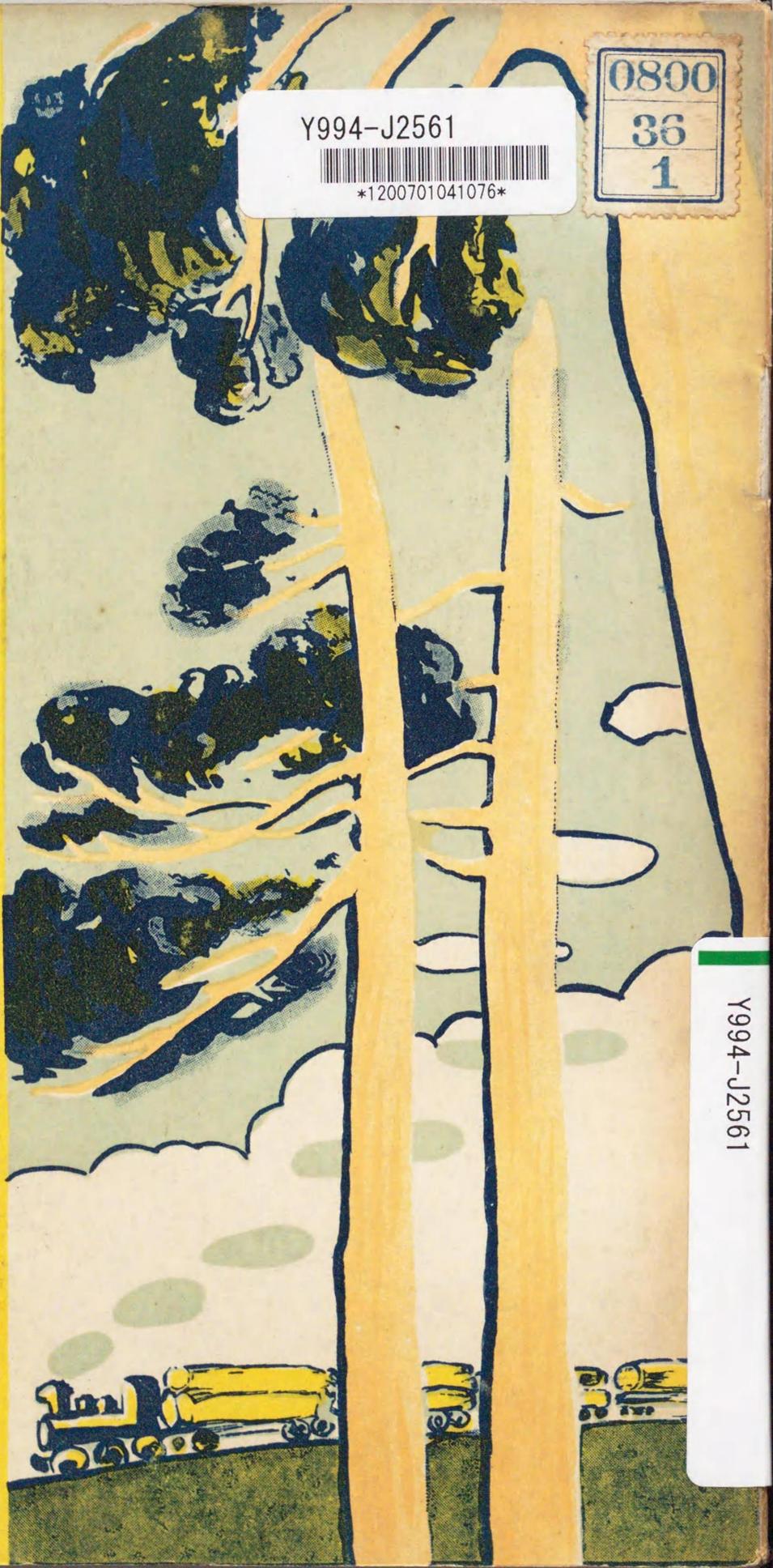


臺灣棧

台灣總督府
營林所



0800
36
1

Y994-J2561



1200701041076

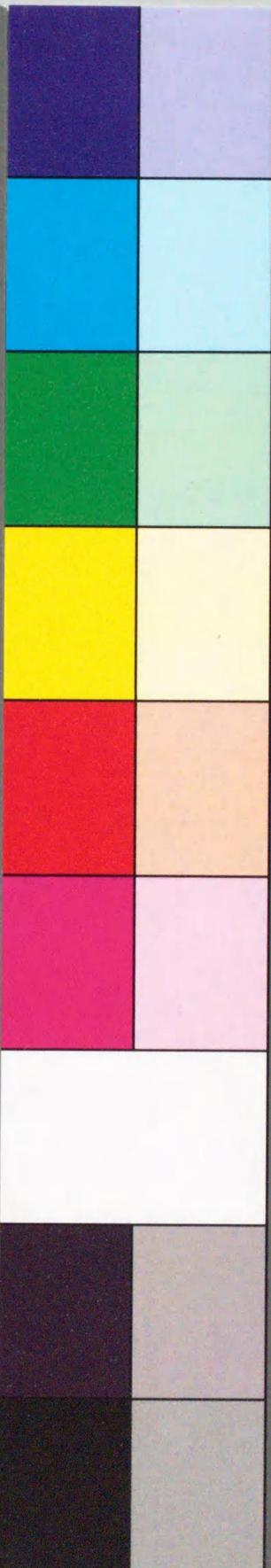
Y994-J2561

Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Y994

J2561

營林所木材案内

目次

一、總説	一頁
二、事業概況	二
イ、阿里山	二
ロ、太平山	六
ハ、八仙山	八
三、木材の種類、品等、特質及用途	一〇
四、木材の材積計算法と木取寸法	二一
五、木材の販賣	三二
附録	
營林所林産物製品賣拂規則	二七
木材買受申込書	三二



I種

W



1200701041076

木材代金延納願……………三三

木材代金無擔保延納願……………三四

擔保提供書……………三五

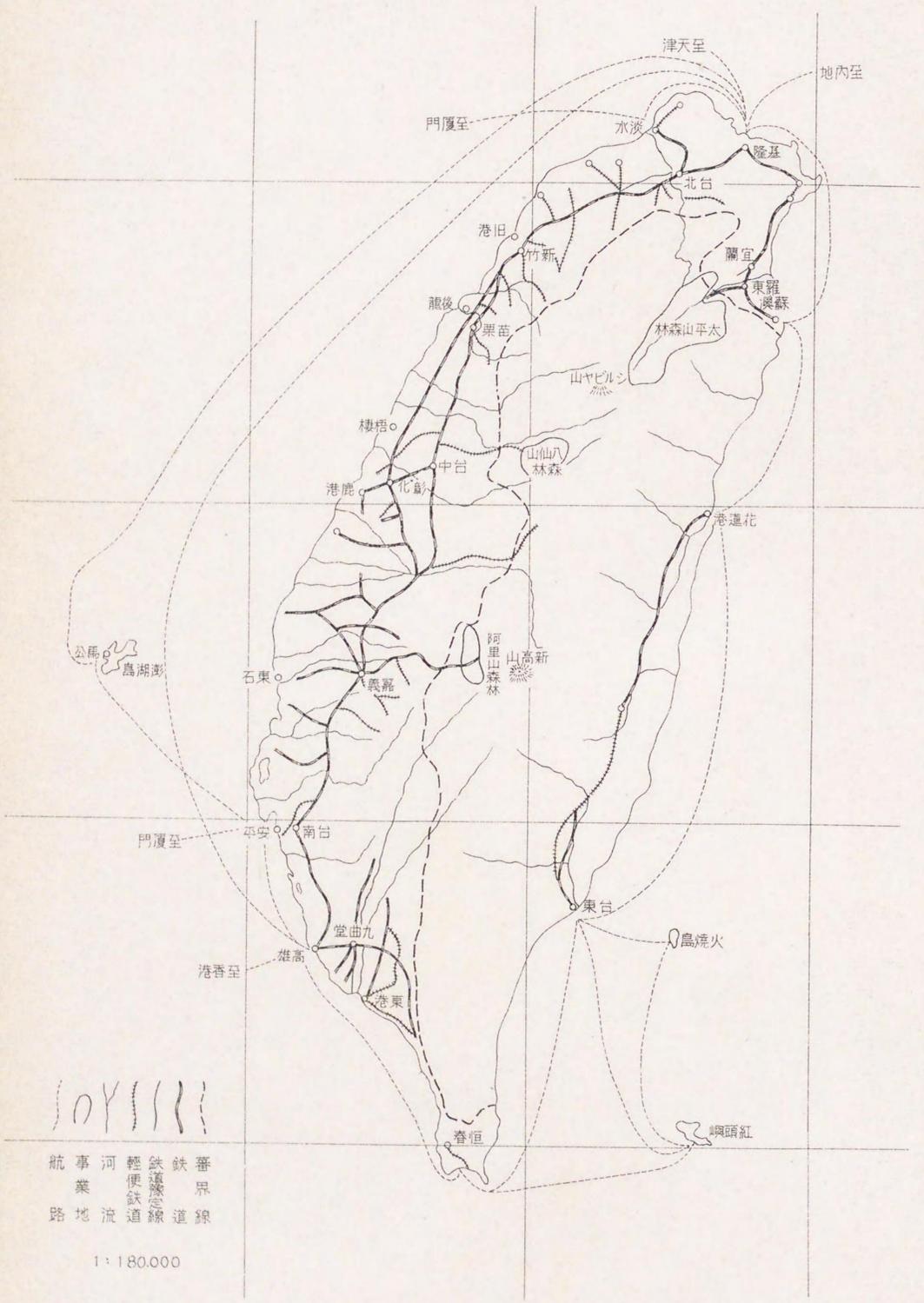
擔保ニ徴スル有價證券ニ關スル件……………三六

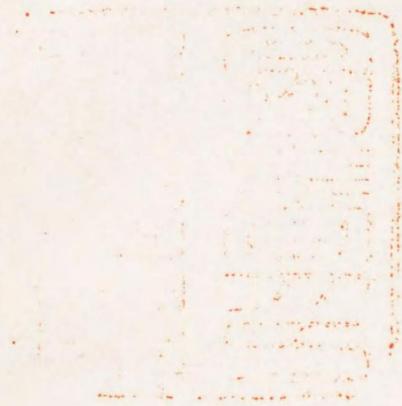
政府ヨリ賣拂フ代金ノ延納ニ關スル件……………三七

物件賣拂代金延納ニ關スル件……………三九



新高靈峰





營林所木材案内

總說

臺灣は由來高山國の名があるやうに高山峻嶺起伏重疊し、林野の面積は全土の約七割を占め、日本第一の高山で有名なる新高山を始め、海拔一萬尺を超ゆるもの實に

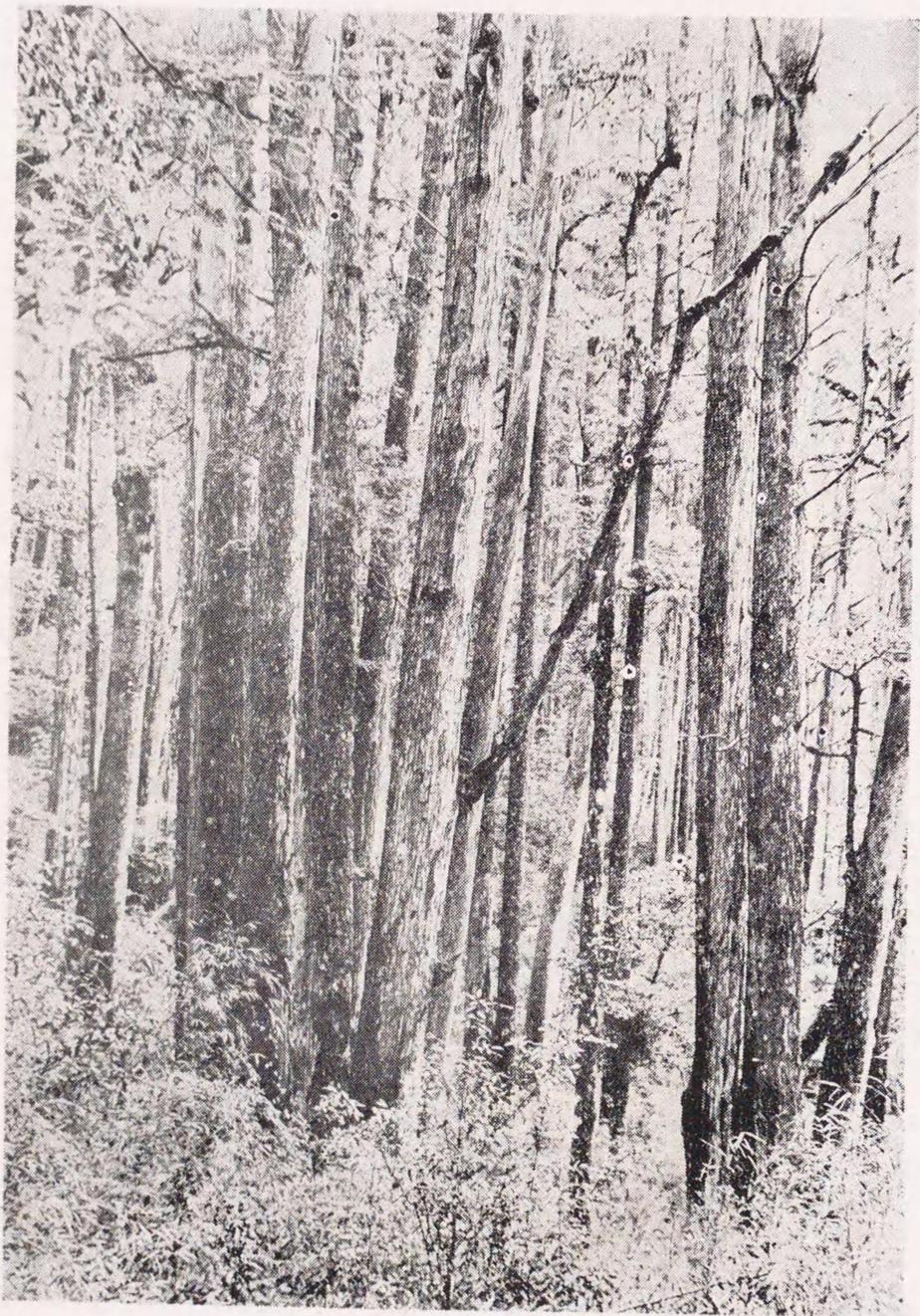
四十八座五千尺以上を超ゆるものゝ如きは數ふるに遑なき程であります。従つて本島の森林は熱帯林、暖帯林、溫帯林、寒帯林の各帶具はり特有森林状態を呈し高山蕃地の間には今尙ほ蓊鬱として星霜幾千年現代稀に見る一大美林を存し木材の寶庫をなして居ります。其主なるものを舉ぐれば南部には大武山より恒春半島の脊梁をなす中央山脈一帯の大森林があり、中部の西面には阿里山より新高山の西北面に連る針葉樹及潤葉樹の大森林と之に相對する轡天山の大森林があります。臺中州下には八仙山を以て代表せらるゝ大甲、大安諸溪の源頭に連互せる大森林あり、北部には鹿場大山、棲蘭山方面と宜蘭濁水溪流域の大森林があります。更に東部には馬太鞍、マリバシ、チャカン諸溪流を包容して木瓜溪に至る一帯の森林があります。

我總督府に於ては是等森林資源の利用開發に着目し、明治四十三年大規模の官行
斫伐事業を計畫し、爾來幾多の變遷を経て、現在では總督府に營林所を設け、阿里山太
平山、八仙山の三事業地の經營を管掌せしめ、嘉義羅東、豊原に營林出張所を置き、貯材
製材及び販賣材の引渡をなし、江湖の需要に應じて居ります。

二、事業概況

イ、阿里山

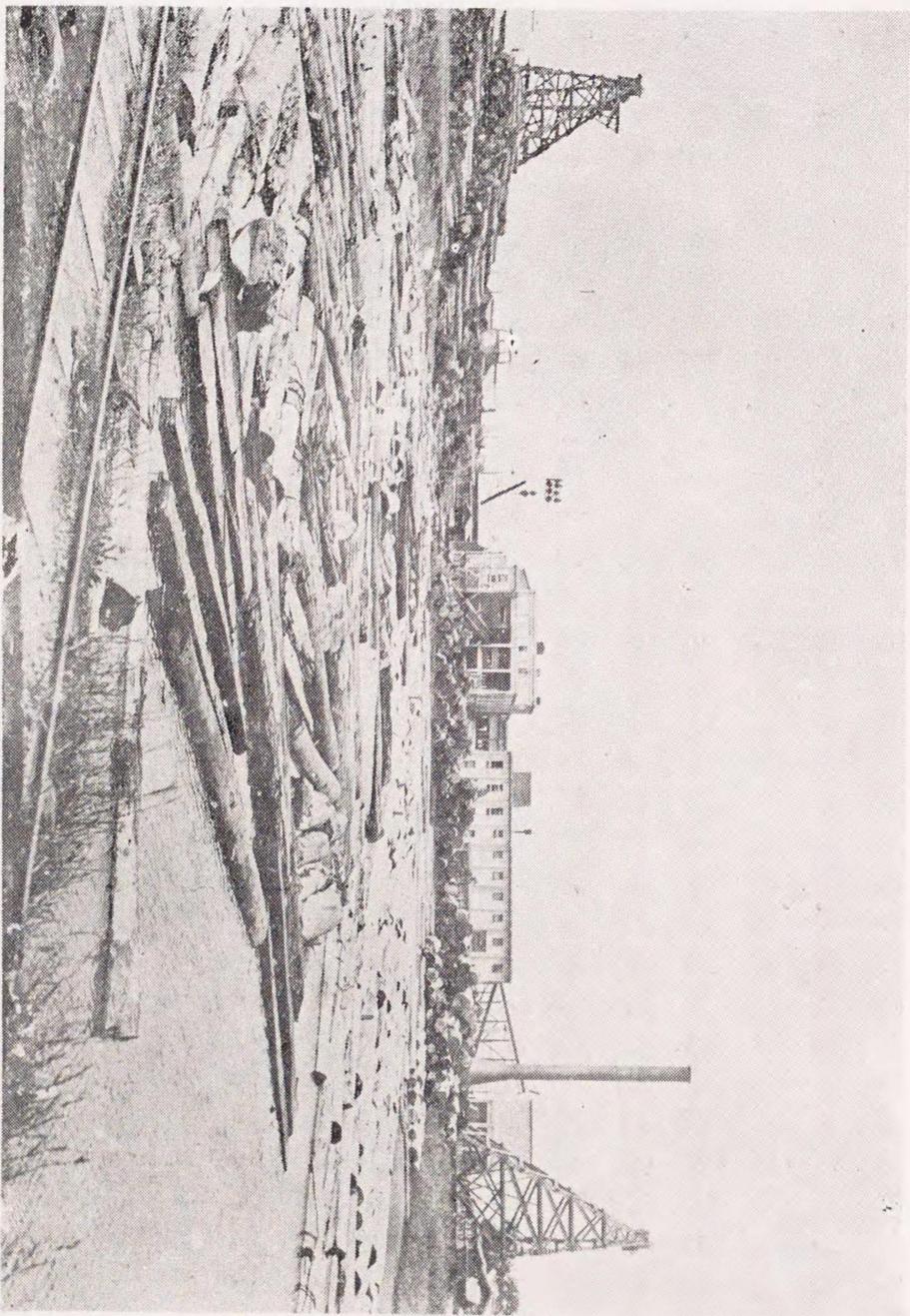
阿里山は嘉義市を距る東方七十二軒北緯二十三度半北回歸線上に位置し、臺灣脊
梁山脈の中樞、新高山の西山に連る一團の森林にして、地味氣候能く植物の生育に適
し、長幹美材參差翳鬱として千古の一大天然林であります。通常阿里山森林と云ふ
のは營林所にて經營しつゝある事業地一帯の總稱にして、本森林の面積は鐵道沿線
を除いて一萬二千町歩に達して居ります。是等の地域に包藏されて居る立木材積
は事業地のみで針葉樹約百二十萬立米、闊葉樹九十七萬立米にして針葉樹中數量の
最も多いのは扁柏、紅檜であります。共に臺灣檜と稱せられ、其割合は相半ばして居
ります。次は亞杉、榲、姫子松にして總蓄積の一割餘になつて居ります。是等は所謂



相林きのひ

四
阿里山五木と稱して廣く知られたる有用樹種であります。潤葉樹では楮類柯類楠仔、烏心石等の良材があるが營林所に於て現在斫伐販賣して居るのは針葉樹のみであります。作業方法は長大材甚だ多き爲之が伐採搬出に當り我國在來の方法にては困難を感じるを以て、現在の設備は長大材の利用に關し最も著しき發達を遂げて居る米國西部海岸地方の施設を調査し、我國在來の方法と比較衡量し兩者の長所を採つて居るから集材運材乃至製材等多く機械類を使用して居ります。伐採には凡て人力を用ひ、伐倒したるものは一定の長さに玉切り造材し徑級一米以上に及ぶものは胴割をなし、其他は丸太の儘スキツダーに依り集材貨車積して森林鐵道に依り貯木場に搬出して居ります。貯木場に於ては檢尺品等區分をなし水蓄をなして居りますが水底に沈むものは陸上に極積して保管して居ります。

貯材の一部は製材工場に入れて各種の製品となし、他は丸太の儘販賣して居ります。嘉義製材工場は當初阿里山より搬出せらるゝ全部の木材を此工場にて製材することに計畫せられたる爲規模頗る宏大にして一日の製材能力は二百五十立米を有するも現時は一日能力四十立米位に縮少し一箇年の製材量は資材に於て一萬四千立米を消化して居ります。上中材は概ね丸太の儘處分し其他のものが主として



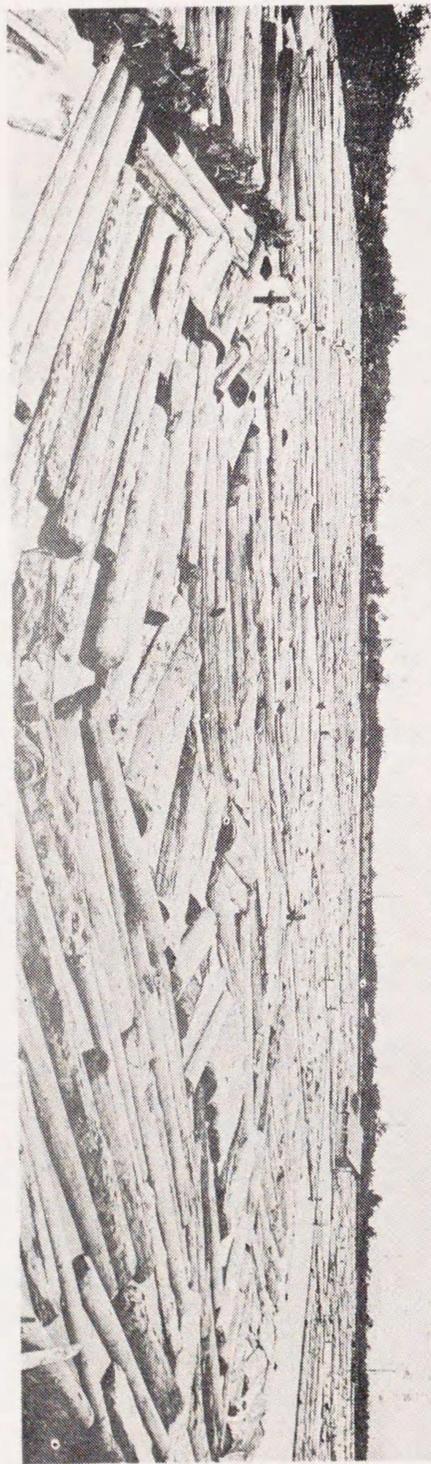
嘉義製材工場及貯木場

本工場の製材資料となつて居ります。當所材は大徑材を特色として居りますので製品は上、中、柁又は柁物を相當生産することが出来るのであります。本工場の特色は長大材の消化に便利なる様考案せられたる點にして貯木池より工場へ而して如何なる大材及其製作せられたる小割物と雖も總て自働的電力ローラー又はチェーンにより所定の場所に運搬せらるゝ装置になつて居ります。此の他に阿里山に小規模の製材工場を設置し、主として所内工事用材の供給及山地廢材の集約的利用に努めて居ります。

□、太平山

太平山は臺北州羅東郡に屬し、羅東驛を距る西南約四十八軒の地點にありて其事業地域は濁水溪の兩岸に沿ふた一帶の森林にして中央山脈北方の霸王南湖大山より西はピヤナン鞍部を経て桃山附近より臺中及新竹との州界を北に走り棲蘭山、拳頭母山を経て宜蘭郡の一部に跨つて居ります。此の面積六萬四千町歩蓄積針葉樹六百八十萬立米、濶葉樹七百三十萬立米にして阿里山の大森林を遙に凌駕して居ります。蓄積の二分の一以上を占める濶葉樹は未だ大量利用の途が開けないので將來の開発に俊たねばならぬ。現在の斫伐材は針葉樹のみにして扁柏、紅檜最も多く、

亞杉、香杉、栂、唐檜之に亞いで居ります。就中扁柏は針葉樹中の約八〇%を占めて居ります。蓄積の豊富なることは三事業地中第一にして既往年伐量より推算する時は今後約百年以上の伐採量を有して居ます。作業方法は從來人力集材、滑道運材及管流等の純日本式に依つたものであるが森林の真相闡明せられ事業の將來益々有望なるに及んで逐年改良され近時林内六十四軒餘の軌道と三十七軒の鐵道を敷設せる外、集材機械の設置、ガンリン機關車の運轉其他各所に索道及「インクライン」を

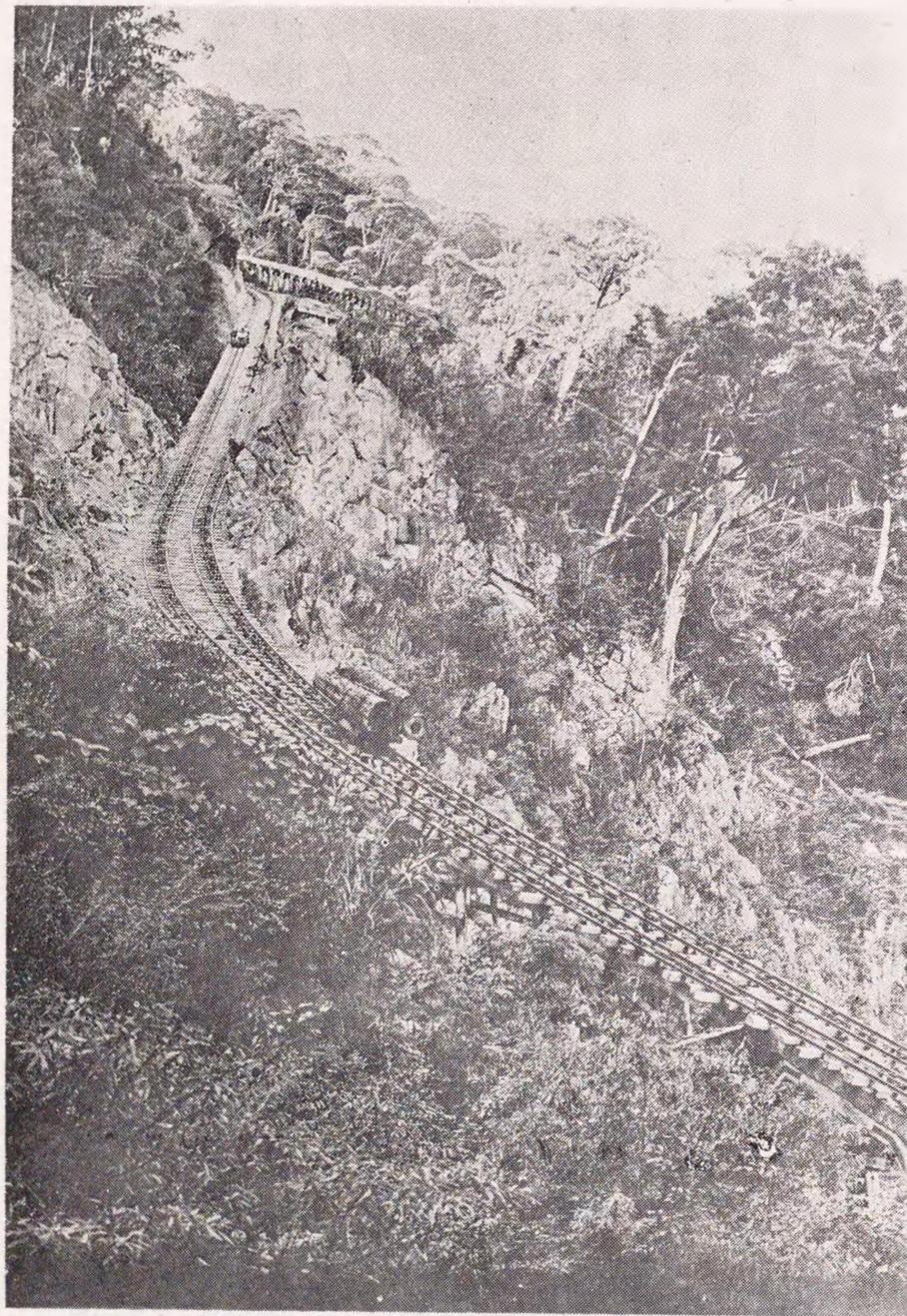


羅東貯木場

新設する等機械力利用の設備が著々擴充せられたので作業能力著しく増進し、創業當時僅か八千立米の出材に過ぎなかつたものが毎年三萬六千立米を伐り出すことになり生産費亦大いに節減せられて業績は順調に進展しつつあります。

八、八 仙 山

八仙山森林は本島縦貫鐵道の主要驛たる豊原より大甲溪に沿ひて遡ること約四十八軒北緯二十四度東經百二十一度の地點にあり、中央山脈の中部合歡山より西に分岐せる支脈中の最高峯白姑大山の西方に連互起伏せるルビン山、キルン山、八仙山一帯の森林にして北港溪と大甲溪とは南北の境をなし、東西十六軒南北十二軒其面積約一萬六千町歩あります。其蓄積針葉樹百萬立米にして其の主なる樹種は扁柏、紅檜、姫子松、香杉であります。八仙山森林は阿里山森林に比すれば其の林相概して疎林でありますから一町歩當り造材々積三百三十立米に過ぎません。尙樹齡比較的若き關係上林木の直徑も小にして根張り、根上り、蓮根瑕疵等は極めて少くなつて居ります。造材は四米材を標準として玉切し機械集材に依るものを除き轉材に便せんが爲頭巾付及皮剥をなして居ります。集材は舊來人力に依る手出集材なりしも近時一部には鐵索集材機械を新設し機械力應用設備の改善が著々なされて居



八仙山イラクンイ

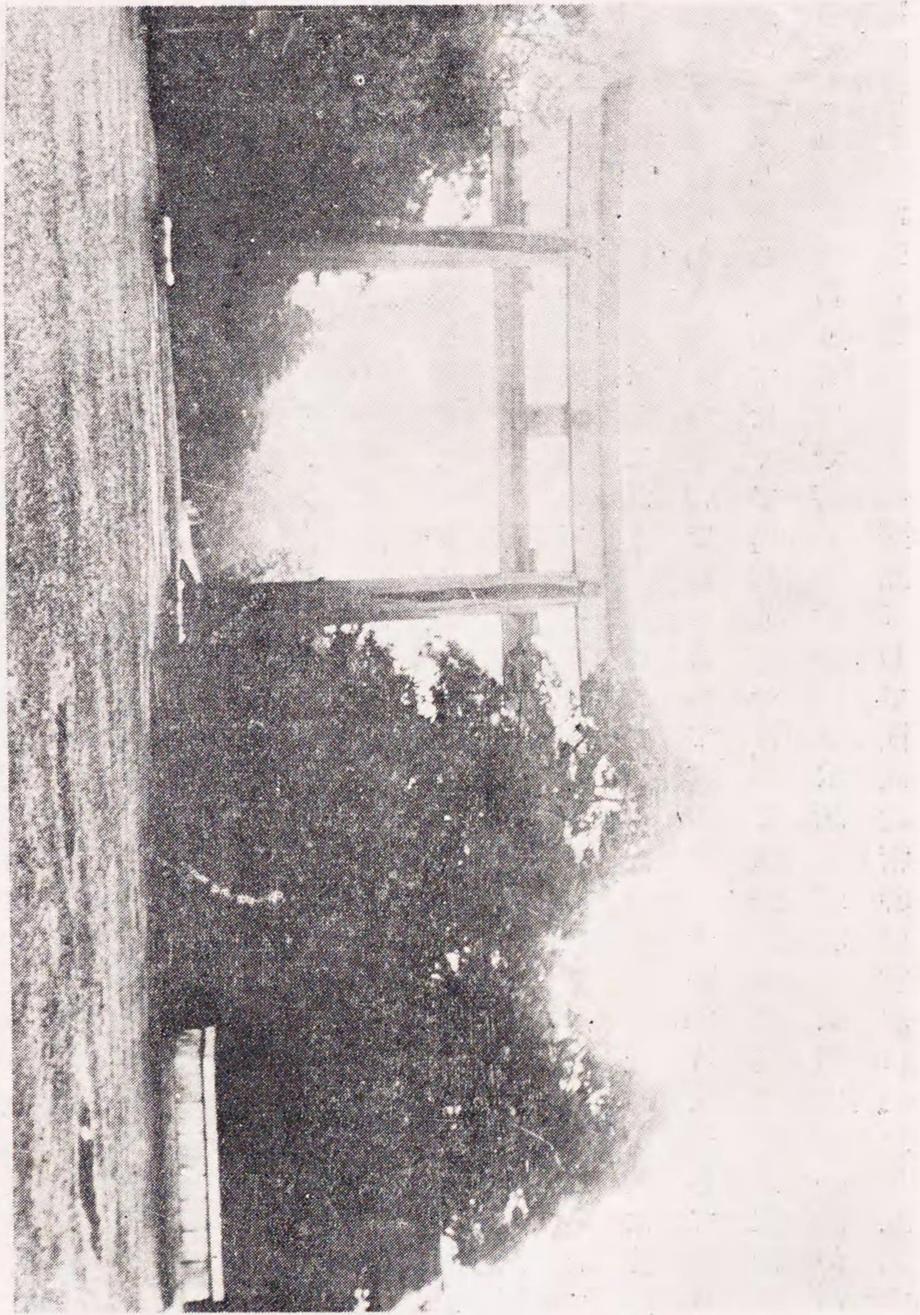
ります。運材は全部軌道運材にして十六籽の山地軌道と垂直六百米餘を三段に區分して設けた電力インクラインを有し平地軌道は其延長四十八籽にして専らガソリン機關車運材に依り土牛迄輸送し更に私設輕便鐵道に依り沿線豊原貯木場へ搬出して居ります。此の他本事業地に於ては八仙山佳保臺に製材工場を設け劣等材の集約的利用をなして居ります。

三、木材の種類、品等、特質及用途

現在營林所に於て伐出して居る木材は三事業地を通じて年約九萬五千立米に達して居るが其中主なる樹種は扁柏、紅檜であります。扁柏は總出材量の約六三%、紅檜が約二二%を占めて居ります。残りの一五%が香杉、亞杉、榲子松、唐檜となつて居ります。木材は大別して丸太材、柚角割材を含む製材品になつて居ります。木材は品質に依り夫々各級の品等に分たれ丸太材は上、中、並、下の四級に分ち例外として之等の品等に入り得ざる劣等材を等外材とし、製材品は挽角六級、板類五級、小割類三級に分ち例外として各等外一、等外二を認めて居ります。品位區分の標準は節、割、裂、蓮根、空洞、曲り、振れ其他木材の使用價値に影響するものは凡て考慮し品等仕譯規

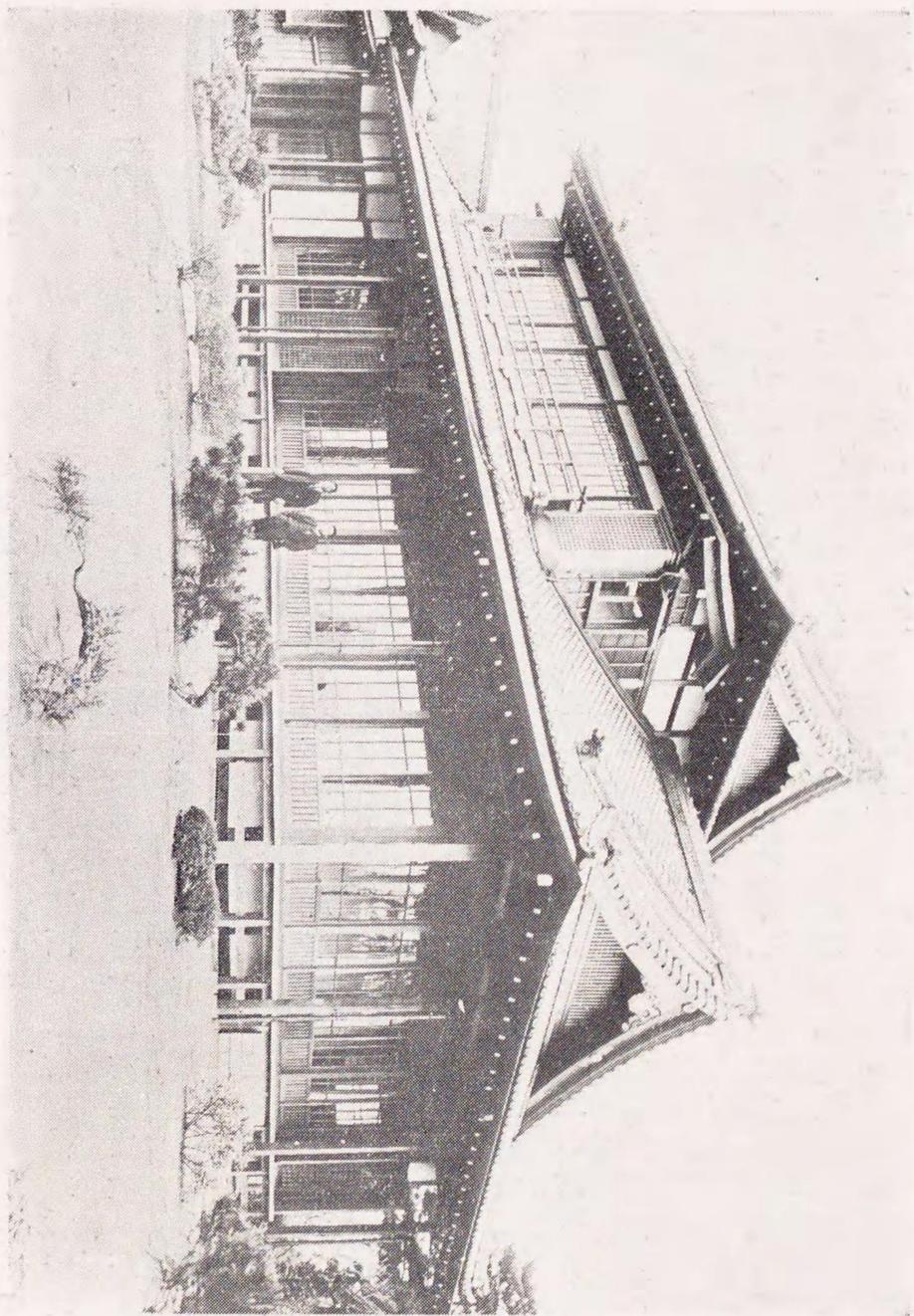
程に従つて嚴格に區分して居ります。左に當所材の各樹種に就き其特質用途の大意を述べて見ませう。

扁柏 扁柏は幾多の特質を有し古來我國に於ては木材の王と稱せられ重用されて居ることは周知の事實であります。臺灣産扁柏は内地方面では單に「臺檜」の名に於て知られて居ますが内地産木曾檜と同一種類にして直徑六〇糎乃至百二十糎長さは四米物及八米物を主として採材し時に十二米以上の長材を出材することも珍らしくありません。比重は木曾檜より幾分重く色は僅に赤味を帯びるものもありますが殆んど徑庭を認められざるのみか大徑材に富むために大小共に芯去材を得らるゝ點に於て到底木曾檜の及ばざる特徴を有し、耐力に至りては斷然比肩すべきものなく今や其の用途は極めて廣汎に各方面の歡迎賞賛を博して居りますが先づ第一に神社佛閣用材として最も重用されて居ります。本來社寺殿堂は普通の建築物と異り精神的美術的の建物でありまして其神佛に參拜する人をして自ら敬虔の念を起さしむるものでなくてはなりません。これが爲には其の設計技術の優秀なるべきは勿論であります。其の用材の如きは最も適材を撰擇する必要があると云ふべきは勿論であります。其の用材の如きは最も適材を撰擇する必要があると云ふべきは勿論であります。臺檜は木色清楚、木香高雅、木理整然として國民的精神の欲求に合致し且又木質硬軟



明神宮大鳥居

適度にして耐久耐蟻性に富み、長物又は幅廣物が自由に得られますから實に社寺用材として完全無缺の理想材であります。近年内地方面では檜の長大材缺乏を來し價格頗る高價なる折柄蓄積豊富にして價格低廉なる臺檜の需要は益々旺盛となりつゝありまして、今まで内地の社寺用材として臺檜を供給したものは枚擧に遑ありませんが其主なるものを擧ぐれば明治神宮を始め榎原神宮、宮地嶽神社、菅崎八幡、湊川神社、乃木神社、春日神社、朝鮮神社、高野山金剛寺、東福寺、永平寺、相國寺等主なる神社佛閣は擧げて臺檜を用ひないものはないと云つてよいのであります。次に臺檜は美的要素を有し優美なる建築材として他に比類を見ないことは申すまでもありません。殊に含有クレオソート分豊富で木質堅緻でありますから建築に最も恐るべき白蟻其他の害蟲に侵さるゝことなく内地産檜に比し三倍以上の耐久力を有して居ることが證明されて居ります。又之を水蓄乾燥したるものは木澁、樹脂を脱出して全く白蠟色の高雅なる木色を一層發揮し狂ひ、反轉、干割れ及び伸縮を完全に除去し一點申分なきものであります。其他臺檜は負擔強、抗壓強に富み水濕に耐ゆる長所を有つて居るので内地鐵道省を始め島内鐵道の枕木は勿論橋梁、車輛、船舶、飛行機用材として賞用せられ殊に艦船用材として内地各海軍工廠に年々多量の供給をな



久遠宮御常監

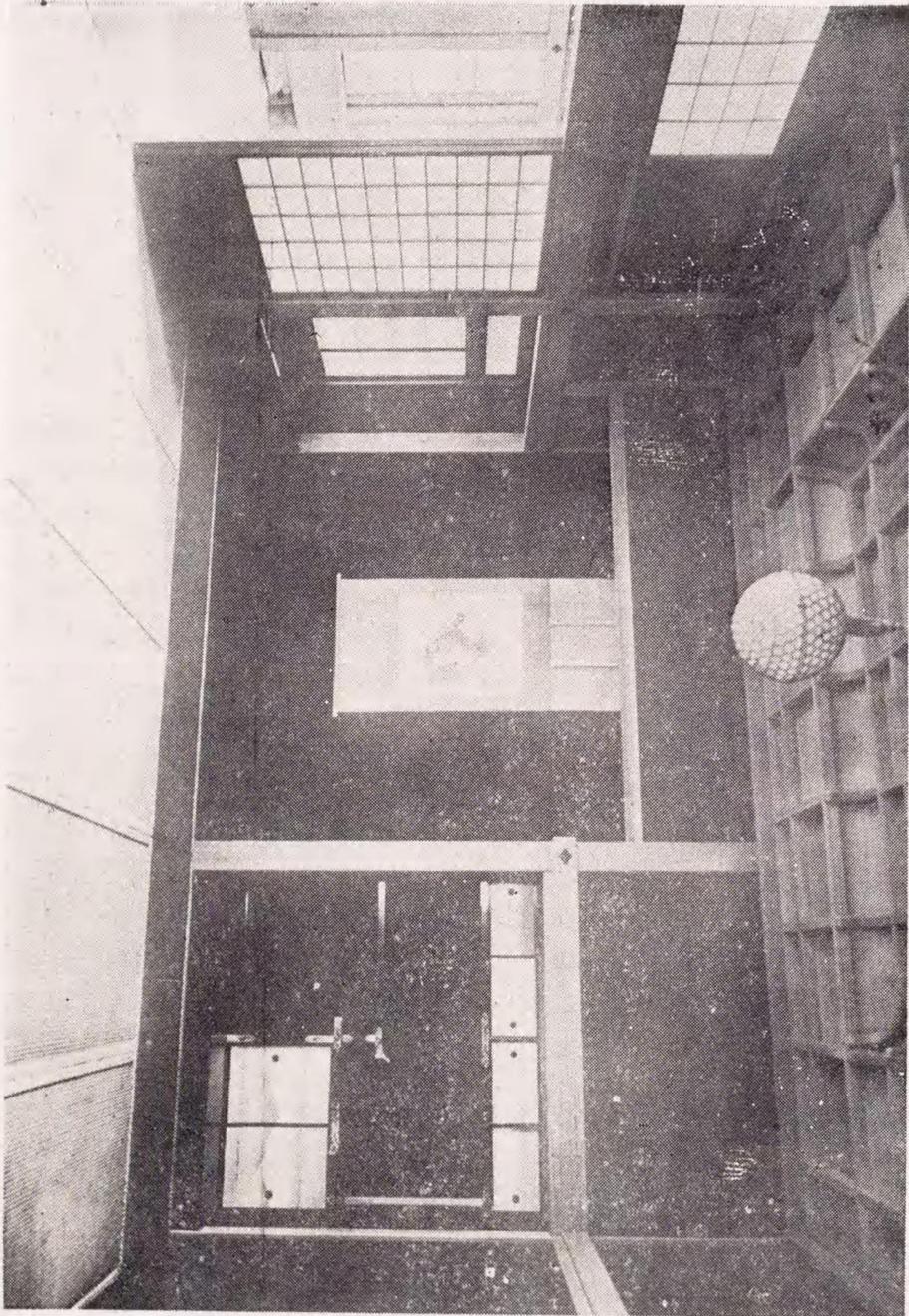
して居ります。

紅檜 べにひ 本島特有の樹種で檜類の一種であります。扁柏に比すれば幾分赤味多
質も亦多少輕軟でありますが其用途に於ては全然扁柏と選ぶところありません。
臺灣に於ては紅檜の特徴が一般に認められ普通檜普請と稱して居るものゝ大部分
は紅檜造りであります。内地方面に於ては紅檜の特徴が未だ一般に知られず扁柏
と混同せらるゝ向も尠くありません。紅檜の特徴は第一に長大材が自由に得られ
ることにあります。本樹は老大材に富み扁柏と同様數百年或は數千年の原生林か
ら伐り出されて居るものでありますからその製材品は皆芯去り材にして建築材の
柱、天井板として木理の揃つたものが自由に得られ、神社佛閣用材としても扁柏に代
用することが出来ます。次に耐蟻性、耐濕性に富めることは寧ろ扁柏以上であります。
臺灣に於ては各種の和用建築用材以外に土工用材、造船用材として極めて適材であります。臺灣
に於ては各種の和用建築用材は勿論、家具材、鐵道枕木、橋梁用材、水栓材、水場用材とし
て愛用せられて居ります。尙紅檜は價格低廉、加工容易なる外、柱目、杢目が容易に得
られ殊に杢目に至りては檜類中獨特の雅趣がありますから化粧材として到底他材
の追従を許しません。斯の如く紅檜は幾多の特質を有し用途廣汎でありますから



行施研究研央中府督總粵臺

績成驗試性蟻白耐



部一之邸官民大理總

一度御試用あらんことを特に推薦する次第であります。耐蟻性に關する當府中央研究所試験の結果に依れば前掲の寫眞の通りになつて居ります。

香杉 廣葉杉の一種にして柰目鮮麗質は屋久杉に似て居るが本島産のものは何れも老大木のみで香杉特有の澁味芳香あり到底内地杉等の比ではありません。又耐久力に富み耐蟻性に到つては絶對的の偉力を有つて居ります。南支那地方では古來寺院廟或は宏壯なる建築には努めて本材が使用されて居ります。臺灣では棺材の理想材として愛用せられて居ります。何故に香杉が棺材として第一位を占めて居るかと申せば支那民族の習慣として木製の棺に納め土葬をなし數年の後之を掘り出して洗骨をするので少くともこの間棺材の腐蝕せぬことを必要とするのであります。香杉は斷然之に耐へる力を有する好適材であります。尙一般建築材としても耐久耐蟻耐濕性に富んで居るから申分なく殊に香杉獨特の澁味は茶室、書齋等の化粧材として比類なき良材であります。

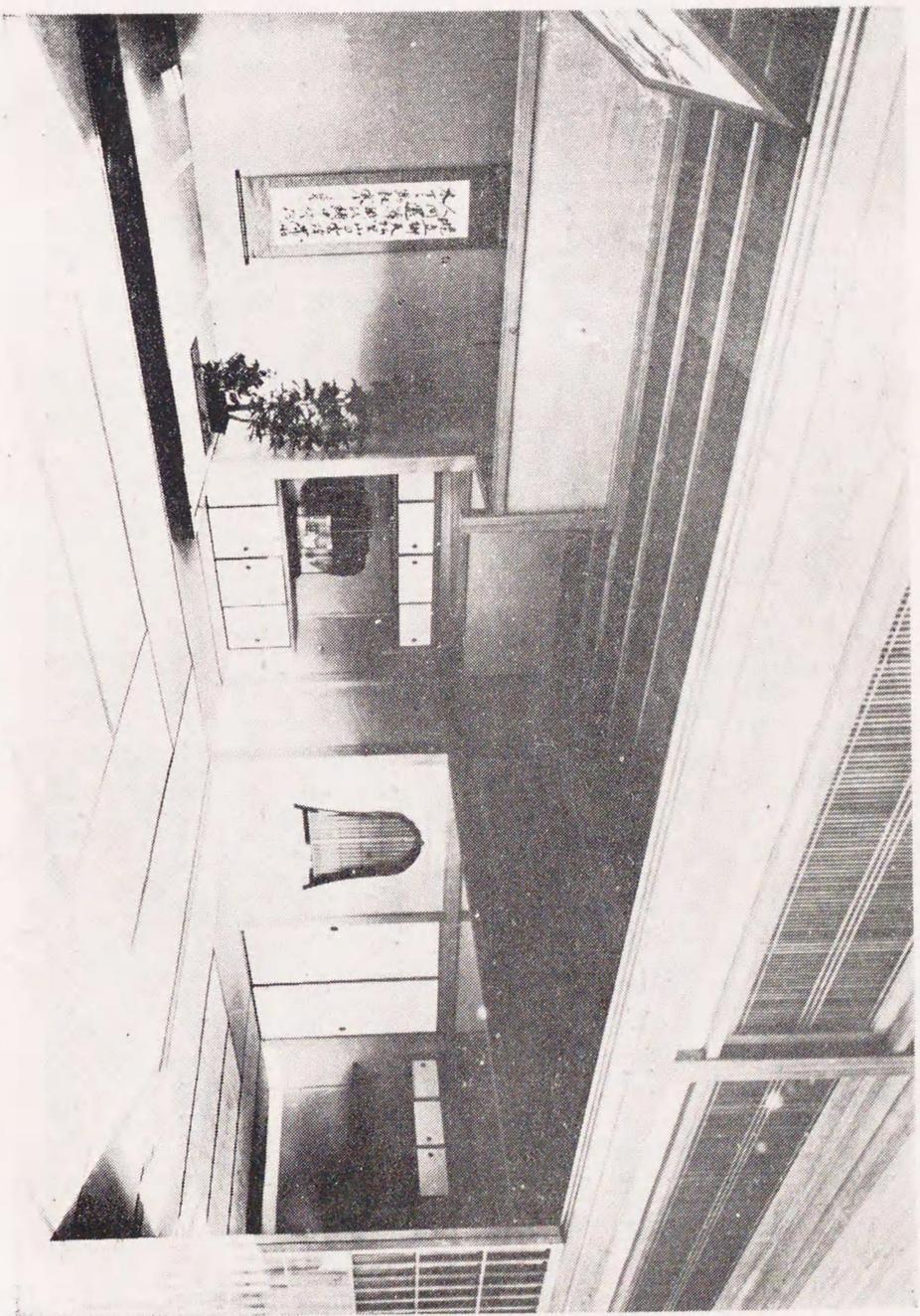
亞杉 本材は世界に類を見ない臺灣特有の木材にして直徑二米乃至三米以上に及び樹高五十五米に達するものも少くありません。材質内地杉に似たるも強度は扁柏に亞ぎ耐蟻性も亦相當に強く建築材として米榭や米松の様な慘害を蒙ること

は全然ありません。色は紅暗褐色を呈し一種の雅致澁味を有するを以て茶室の柱や天井、違の棚等に用ひて妙あり、又彼の黒檀、黒柿と同様器具材、裝飾材として賞用されて居ります。

姫子松 本材は五葉松の一種にして材色淡紅を呈し、質柔軟、緻密にして反曲割裂の憂少なく、工作を施し易きを以て建築材として天井板、竿縁、長押、障子等に用ひられ、價格亦頗る低廉なるを以て土工用としても用途廣汎であります。

榭 本材は亞杉と同様理學的性質は他の木材と比べて毫も遜色がなく、又大材多く直徑一米より二米に及び樹高二十米以上にして化粧材として有名なることは周知の事實であります。耐蟻性には比較的乏しいがそれでも尙米松、米榭等に比ぶれば非常に強く價格も低廉であるから建築材として徳用なもの、一つであります。當所三事業地中八仙山より産出する榭材は最も優良にして近來内地方面にも販路を開拓しつゝあります。

唐檜 本材は内地産、朝鮮産に比し負擔力強大にして柰理通直光澤に富み建築、建具、包装箱、及車輛用材として需要廣く就中梁材、割箸用材として最も適當して居ります。



三 里 阿

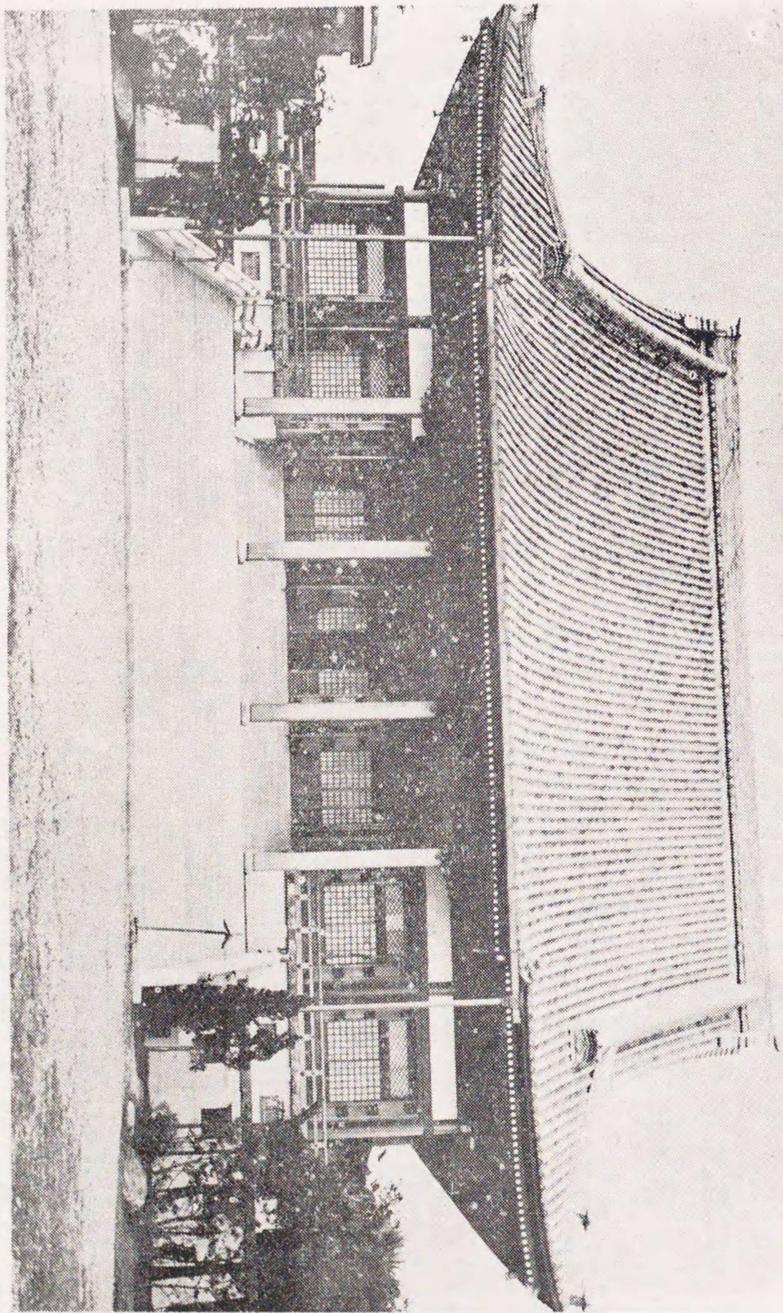
櫛 本材は種類最も多く目下伐出しを一時中止して居ますが特殊の注文に應ずることは出来ず。直径一米以上樹高二十米より三十米以上に及ぶもの少からず、何れも材質堅硬緻密にして又弾力と靱力とに富むが故に車輛用材、船具用材、砲車用材、其他各種の把柄用材として貴重せられ、又洋風建築家具材としては其の斑紋珍奇なる點に於て賞用せられます。

椎 本材は材質櫛に比し軟く加工容易にして光澤あり、一種の濫味を有する點等北海道産檜材と用途を同ふし高級家具材として盛に使用せられ、その他車輛材或は船具、裝飾用材として用途廣汎、近時度量衡の秤材又は「ラケット」の框材各種の把柄材として愛用せられて居ます。

四、木材の材積計算法と木取寸法

當所木材の材積計算は昭和六年度より米突法を採つて居ります。木取寸法は伐木造材規程に依り左表の如くなつて居ります。

木取寸法表



臺北西北願寺

營林所は其の本所を臺灣總督府構内に置き、木材の販賣は庶務課が之を司掌して

五、木材の販賣

正長	二 三 四 五 六 七 八 九 〇 一 二	米			
延	三〇	四〇	五〇	三〇	末口直径 三〇握以下
	四〇	五〇	六〇	四〇	末口直径 六〇握以下
	五〇	六〇	七〇	五〇	末口直径 六二握以上
寸	二〇	三〇			機械集材 ニ依ルモ

居ります。前述の三事業地には夫々出張所を設け木材の保管竝に販賣材の引渡をなして居ります。即ち各出張所の所在地には夫々附屬の大貯木場がありますので搬出材は此處の貯木場にて一應水蓄され買受人は此處にて木材の引渡を受け、鐵道引込線を利用して何處へでも自由自在に移送することが出来る様になつて居ります。營林所一箇年の總販賣數量は約九萬五千立米になつて居りますが其の中八〇%は島内にて消化され残り二〇%が内地に移出されて居ります。樹種から云へば内地向は扁柏を主とし昭和七年度より紅檜の小量を供給して居ります。

販賣方法は直接賣りを避け、指定商主義を採つて居ります。原則として年度契約による特定買受人との賣拂契約に依るものであつて偶々直接賣をする場合は官廳公共團體其他公益事業に供するものに限られて居ります。従つて凡そ年度始めに其の年度の指定商を決定し適當なる分量を割當て之と一年分の契約を締結して居ります。契約者は其の契約に基き其の年度内に必ず之を履行する責任を負ふこととなつて居ります。價格は一定の目安價格と云ふものが定められて居るからこれに依つて受渡を爲すこととなつて居るが勿論これは一定不變のものでなく時價變動を察して時々改定されることになつて居ります。現在では島内及内地を通じ

て約三十人の指定商があつて島内向の品は島内商に内地向の品は内地商に拂下ぐることとなつて居るので島内島外自ら其の品目に區別が出来て居ります。内地指定商は現在東京十一名、名古屋二名、大阪三名、九州二名の十八名であつて各地方は各々一團となつて臺灣材地方組合を組織し更に是等地方組合が寄合つて臺灣材組合聯合會を組織し、凡て販賣上に協調統制を保つて互に共同福利の増進及親善を圖る一方販路開拓、宣傳を合理的に行ひ、又組合員の營林所に對する義務の履行については相互共濟をなすこととなつて居ります。各地方組合員は營林所に對しては各連帶契約となつて居るから連帶の責任があり、従つて組合にはその統制と共同責任を保つ爲に嚴重な罰則を設けて居ります。これは當業者の利益ばかりでなく營林所も其の年度の歳入が安定すると云ふことになるので組合員になる者でなければ拂下人に指定しないことになつて居ります。島内に於ては臺灣材友會及施合發商行外六名を指定し各々責任を以て木材の販賣に當らせて居ります。要するに信用が確實で眞面目に臺灣材の爲に努力する人のみを指定商とすることになつて居ります。斯様な組織になつて居るのであるから一般需要者は何れの指定商からでも安心して優良な臺灣材を求めらるゝことが出来る様になつて居ります。尙官公衙團

體の御使用に對しては直接の御相談に應ずることもありますから特に御照會を願ひます。

木材取引に就き御不審の向は左記に御照會下さい。

- 臺北市總督府營林所 (電、構内 一四八番)
- 嘉義市檜町營林所嘉義出張所 (電、嘉義 三七番)
- 臺中州豊原街營林所臺中出張所 (電、豊原 一〇九番)
- 臺北州羅東街營林所羅東出張所 (電、羅東 六九番)
- 東京市麴町區内幸町一ノ三臺灣總督府出張所 (電、銀座一、五〇三番)

附 録

營林所林產物製品賣拂規則

(大正二年九月府令第八十六號
改正大正十四年十二月府令第七十六號)

第一條 臺灣總督府營林所林產物ノ製品丸太、柚角、板、樺、薪炭其他產物ノ加工又ハ製造品並副製品ヲ總稱スノ賣拂ハ本令ニ依リ之ヲ行フ註文ニ依リ營林所林產物ニ加工シテ供給ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ賣拂ト看做ス

第二條 競争入札ニ依ル賣拂ハ明治二十九年八月訓令第九十二號臺灣總督府競争契約施行規則ニ依リ其手續ヲ爲スヘシ
競争入札ノ落札者ハ營林所長ノ指定シタル期間ニ契約ヲ締結スヘシ
第三條 營林所長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ競争加入又ハ賣拂ヲ拒絕スルコトヲ得

一、 落札シタルモ賣買契約ヲ締結セザリシ者
二、 本令ニ依リ違約處分ヲ受ケタル者
三、 代金帶納中ノ者
四、 物件ノ搬出其他賣買ニ關シ不正ノ行爲アリタル者
第四條 隨意契約ニ依リ賣拂ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號書式ニ準シテ申込書ヲ作り之ヲ營林所長ニ提出スヘシ

第五條 營林所長前條ノ申込ニ對シ承諾ヲ與フヘキトキハ期間ヲ指定シ契約書ヲ作成スヘシ若

シ契約書ヲ作成セサルトキハ其申込ハ效力ヲ失フ

前項ニ依リ申込カ效力ヲ失ヒタルトキハ申込人ハ違約金トシテ申込價格百分ノ五以上

(特殊物件註文者ハ百分ノ十五以上)ニ相當スル金額ヲ納付スルコトヲ要ス

第六條 隨意契約ニ依ル賣拂ニシテ即時ニ契約ヲ締結スルトキハ申込書ノ提出ヲ省略スルコト

ヲ得但シ重要ト認ムル事件ニ付テハ此限ニアラス

第七條 營林所長ニ於テ保證金ヲ免除シタル場合ノ外買受人ハ申込價格十分ノ一以上(特殊物件

註文者ハ十分ノ三以上)ニ相當スル保證金ヲ契約締結ノ際納付スヘシ

前項ノ保證金ハ國債ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第八條 賣買契約書ハ別記第二號書式ニ準シ之ヲ作製シ契約擔任官吏及買受人署名捺印シテ各

一通ヲ領收シ置クヘシ但シ賣拂代金千圓ニ滿タサルトキハ別記第三號書式ニ依ル請書

ヲ以テ契約書ニ代用スルコトヲ得

第九條 代理人ハ其代理權ヲ證スル書面ヲ營林所ニ差出スヘシ

二人以上共同シテ賣拂ヲ受ケムトスルトキハ代表者一人ヲ定メ之ヲ申込書ニ記載スル

カ又ハ届出ツヘシ其記載又ハ届出ナキトキ各人互ニ代表スルモノト看做ス

第十條 現金ヲ以テ納付シタル契約保證金ハ其處分ヲ要セサルトキニ限り之ヲ代金ニ充當スル

コトヲ得

第十一條 賣拂代金千圓以上ノ場合ニ於テハ之ヲ數期分納セシムルコトヲ得

第十二條 物件ハ代金ヲ完納シタル後ニアラサレハ其引渡ヲ爲ササルモノトス但シ前條ニ依リ

分納ヲ許可シタル場合ハ既納代金ニ相當スル物件ノ引渡ヲ爲スコトヲ得買受人物件ノ

引渡ヲ受ケムトスルトキハ別記第四號書式ノ領收證ヲ差出スヘシ

第十三條 物件引渡ノ提供ヲ爲スモ買受人其引渡ヲ受ケス又ハ引渡ヲ受クルコト能ハサルトキ

ハ引渡ノ終了シタルモノト看做ス

第十四條 買受人ハ現品ヲ閱覽シテ契約ヲ締結シタル場合ニ於テハ其寸尺數量若ハ品質ニ錯誤

アリ又ハ隠レタル瑕疵アルモ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第十五條 買受人現品ヲ閱覽セスシテ契約ヲ締結シタル場合ニ於テハ現品ノ引渡ヲ終了シタル

後ハ其寸尺數量若ハ品質ニ錯誤アリ又ハ隠レタル瑕疵アルモ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第十六條 物件搬出期間内ニ搬出ヲ終ラサルトキハ營林所長ハ買受人ノ申出ニ依リ延期ヲ承諾

スルコトアルヘシ此場合ハ延期日數一日毎ニ搬出未済ニ係ル物件代金ノ千分ノ五ニ相

當スル違約金ヲ徴收ス

第十七條 買受人不可抗力ニ因リ物件ヲ搬出スルコト能ハサリシ期間ハ遲滞ナク其事由ヲ具シ

テ營林所長ノ承認ヲ受ケタルトキハ之ヲ搬出期間ニ算入セス

第十八條 買受人物件ノ搬出ヲ終リタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ營林所ニ届出ヘシ

第十九條 搬出期間經過後三十日內ニ物件ノ搬出ヲ終ラサルトキハ搬出未済ノ物件ハ政府ノ所得トス

第二十條 買受人搬出未済ノ物件ヲ讓渡シタルトキハ別記第五號書式ニ依リ届出ヘシ讓受人ハ買受人ノ權利義務ヲ繼承ス但シ讓受人ニ於テ其義務ヲ履行セサルトキハ當初ノ買受人其責ニ任ス

第二十一條 物件ノ搬出ニ當リ買受人又ハ讓受人ニ不正ノ行爲アリト認ムルトキハ營林所長ハ其物件ヲ差押ヘ又ハ搬出ノ中止ヲ命スルコトヲ得此場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第二十二條 買受人ハ物件ノ引渡ヲ受クル以前ニアリテハ營林所長ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ其物件ニ關シ一切ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 買受人前條ノ規定ニ違反シ又ハ納付期間內ニ代金ヲ納付セサルトキハ契約ヲ解除シ又ハ其履行未済ニ係ル部分ニ對スル效力ヲ失ハシムルコトアルヘシ此場合ニ於テハ契約保證金搬出未済ノ物件ハ政府ノ所得トス契約保證金ナキトキハ違約金トシテ賣拂代金ノ十分ノ一特殊物件註文者ハ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ徴收スヘシ
前項搬出未済ノ物件ニ付テハ相當代金ヲ還付スルコトアルヘシ

第二十四條 特殊物件ノ註文ニ依ル契約ヲ解除シタル場合ニ於テ契約保證金又ハ違約金ヲ以テ損害ヲ償フコト能ハサルトキハ其不足額ハ買受人ヨリ之ヲ徴收スヘシ

第二十五條 本令施行ノ爲必要ナル細則ハ營林所長之ヲ定メ臺灣總督ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(様式略ス)

木材買受申込書

一、樹種 (樹種混合ノ場合ハ「込」トシ樹種限定ノ場合ハ其樹種名ヲ記載ノ事)
二、材種 (材種、品等混合ノ場合ハ「込」トシ材種又ハ品等ヲ限定ノ場合ハ其ノ材種又ハ品等ヲ記載ノ事、尙丸太、製材品ノ別ヲ明記ノ事、等外品ハ別紙タル事)

此材積(立方米單位ノ事)

右ノ通り買受申度臺灣總督府營林所林產物製品賣拂規則ヲ遵守シ此段申込候也

昭和 年 月 日

住所

氏名印(印鑑證明書添付ノ事)

臺灣總督府營林所長

殿

木材代金延納願

一、木材 立米

此代金 也

但昭和 年 月 日附契約ニ基ク木材分割引渡代金

引取場所 營林所 出張所

前記木材代金木材引渡ノ日ヨリ向フ壹箇年間延納ノ儀御許可相成度但昭和 年 月 日以降ニ於テハ御都合ニ依リ何時ニテモ御指定ノ日限内ニ代金相違無ク納入可仕供託書竝ニ擔保提
供書相添へ此段及御願候也

昭和 年 月 日

住所

買受人

臺灣總督府營林所長

殿

木材代金無擔保延納願

一、木材 立米

此代金 也

但昭和 年 月 日附契約ニ基ク木材分割引渡代金

引取場所 營林所 出張所

前記木材代金木材御引渡ノ日ヨリ向フ壹箇年間無擔保延納ノ儀御許可相成度但昭和 年 月 日以降ニ於テハ御都合ニ依リ何時ニテモ御指定ノ日限内ニ代金相違無ク納入可仕此段御願候也

昭和 年 月 日

住 所

買受人

臺灣總督府營林所長

殿

擔保提供書

一、擔保スヘキ金額 一金 也

二、引取ルヘキ木材

三、引取場所 營林所 出張所

四、擔保物ノ種類、數量、價格

別紙明細書ノ通り

五、期間 昭和 年 月 日ヨリ昭和 年 月 日迄

六、擔保提供ノ原因 木材買受代金延納擔保

右ノ通り擔保提供候也

昭和 年 月 日

住 所

買受人

臺灣總督府營林所供託受領證出納主任官殿

擔保ニ徵スル有價證券ニ關スル件

(大正十年五月 府令第九十八號)

改正(大正十一年三月 府令第四〇號)

- 第一條 法令ノ規定ニ依リ又ハ法令ノ規定ニ基キ租稅其ノ他ノ歲入ノ延納擔保トシテ提供スル有價證券ハ國債ニ限ル
- 第二條 前條擔保ハ之ヲ供託シ供託受領證ヲ當該官廳ニ提供スヘシ但シ當該官廳所在地又ハ契約地ニ供託局ナキトキハ之ヲ供託セスシテ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ領收證ヲ提供者ニ交付シ擔保物ハ之ヲ供託スヘシ
- 第三條 前條ニ依リ擔保ヲ提供シタル者期間内ニ完納セサルトキハ擔保物ハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及納付金ニ充テ不足金アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス
- 第四條 前條擔保物ノ公賣ニ關シテハ臺灣國稅徵收規則中公賣ニ關スル規定ヲ準用ス
- 第五條 大正十年勅令第三百七十四號ニ基キ提供シタル國債ノ取扱ニ關シテハ第二條乃至第四條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ大正十年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス

仍其ノ效力ヲ有ス

大正二年府令第八十九號及大正八年訓令第二號ハ之ヲ廢止ス

政府ヨリ賣拂フ代金ノ延納ニ關スル件

(大正十年八月 勅令第三七四號)

改正(大正十一年三月 勅令第一三二號)

政府ニ於テ物件ヲ賣拂フトキハ擔保トシテ國債ヲ提供セシメ代金ノ延納ヲ許スコトヲ得前項ノ場合ニ於テ擔保ノ必要ナシト認ムルトキハ特ニ擔保ノ提供ヲ免除スルコトヲ得延納ヲ許スコトヲ得ル場合延納期間及擔保ヲ免除スルコトヲ得ル場合ニ關シテハ所管大臣大臣ト協議シテ之ヲ定ム但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、關東州ニ在リテハ關東長官、樺太ニ在リテハ樺太長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官所管大臣ヲ經由シ大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附 則

本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

- 明治三十五年勅令第二百十一號
- 明治四十年勅令第六十五號
- 明治四十一年勅令第二百六十九號
- 明治四十二年勅令第二百五號
- 明治四十二年勅令第二百十八號
- 明治四十二年勅令第三百十八號
- 明治四十三年勅令第十一號
- 明治四十三年勅令第二百四號
- 明治四十四年勅令第二百二十一號
- 大正二年勅令第二百八十二號
- 大正五年勅令第九十四號

本令施行前提供シタル國債以外ノ擔保ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限り本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

附 則 (大正十一年勅令第一三二號)

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

物件賣拂代金延納ニ關スル件

(大正十年十月一日
府令第一五五號)

改正(昭和六年十月
府令第五十九號)

第一條 大正十年勅令第三百七十四號ニ依リ延納ヲ許可スルハ左ノ物件賣拂代金ニシテ第一號乃至第三號ニ在リテハ一口五百圓以上第四號ニ在リテハ一口二百圓以上ナル場合ニ限ル

一、樟腦、樟腦油、樟腦副產物、煙草、阿片煙膏、粗製モルヒネ、酒及酒糟

二、度量衡器

三、國有林野產物及其ノ製品

四、食鹽

第二條 延納期間ハ煙草、酒、酒糟及本島内ニ於テ消費スル食鹽ニ在リテハ四月内其ノ他ニ在リテハ六月内トス但シ當分ノ内度量衡器中水量メートル竝國有林野產物及其ノ製品ニ限り一年内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得

第三條 國有林野產物及其ノ製品賣拂代金ニシテ左ノ各號ノ一ニ該ルトキハ其ノ擔保ヲ免除スルコトヲ得度量衡器中水量メートルノ賣拂代金ニシテ第一號ニ該ルトキ亦同シ

一、公共團體ニ賣拂フトキ

二、法人ニ賣拂フ場合ニ於テハ信用確實ニシテ延納金ノ總額カ其ノ拂込資本金額ノ二分

ノ一ヲ超エサルトキ
三、個人ニ賣拂フ場合ニ於テハ信用確實ニシテ延納金ノ總額カ其ノ資産ノ二分ノ一ヲ超
エサルトキ

附 則

本令ハ大正十年九月一日ヨリ之ヲ適用ス
従前ノ規定ニ依リ延納ヲ許可シタルモノハ其ノ期間滿了ノ日マデ仍其ノ效力ヲ有ス

0800
1



昭和十年三月十五日印刷
昭和十年三月十八日發行

編輯兼 臺灣總督府營林所
發行者

臺北市文武町臺灣總督府內

臺北市建成町四ノ一

印刷人 中 辻 喜 策

臺北市建成町四ノ一

印刷所 盛進商事株式會社

